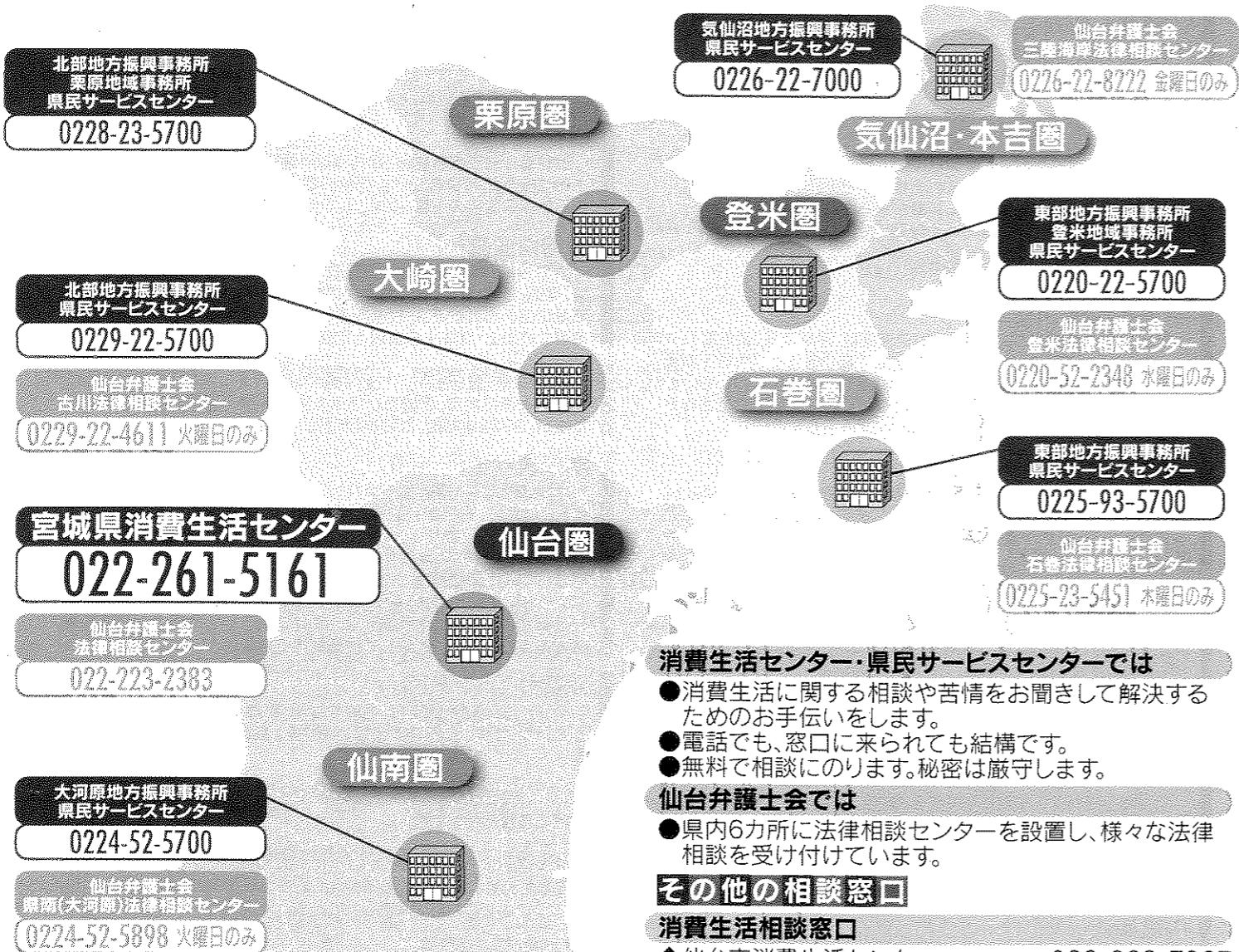


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

- その他の相談窓口**
- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- 消費者問題重大ニュース2009
- トラブル110番! ~こんな問題商法にご注意! ~
- 改正割賦販売法・改正特定商取引法の概要
- 困ったときの相談窓口

12 DECEMBER
月号
第2号

消費者問題重大ニュース2009

①「消費者庁」が発足

様々な消費者問題を一元的に担当する「消費者庁」が、本年9月に発足しました。

消費者庁には、全国の消費生活センターなどに寄せられた相談情報などを集約し、必要に応じて国の関係省庁に対応を求めたり、問題のある事業者に直接指導を行うことから、「消費者行政の司令塔」としての役割を担うことが期待されています。

③県が事業者の公表・行政処分を実施

本年4月、県は、県消費生活条例に基づき、県内で不適正な連鎖販売取引行為を行っていた、「ピズインターナショナル」の社名等を公表しました。

しかし、その後も不適正な取引行為が認められたため、本年9月、同社に特定商取引法に基づき、4ヶ月間の一部業務停止を命じました。

なお、同社は、本年11月、消費者庁によっても、6ヶ月の一部業務停止が命じられています。これは、消費者庁が行った初めての行政処分となりました。

②改正特定商取引法・割賦販売法が本格施行

消費者の利益を保護する法律、「特定商取引法」と、「割賦販売法」の改正法が、本年12月に本格施行されました。(改正のポイントは後述。)

これにより、電話勧誘や訪問販売などで購入した原則すべての商品・サービスが、クーリング・オフの対象となりました。

また、個別クレジット業者の登録制度や、個別クレジット契約へのクーリング・オフ制度が導入されるなど、消費者の利益の保護が強化されました。

④消費生活センターが県庁に移転

平成21年4月に、県消費生活センターが県庁1階へ移転し、業務を開始しました。相談受付時間も午後5時まで1時間延長となり、より相談しやすい環境となりました。

また、移転と同時に、悪質事業者に対する行政処分を行う部署と統合され、県の消費者行政の推進体制が強化されました。

トラブル110番！～こんな問題商法にご注意を！～

●悪質な「訪問販売」にご注意！

突然、自宅に業者がやってきて「床下の無料点検をします。」「古い布団をみせて」などといって家に上がり込み、「このままでは家が倒れる」「病気になる」などと不安をあおって、不要な工事契約や高額な布団類を購入させられます。特に高齢者だけの家が狙われます・・・！

アドバイス

- ①「タダ」や「無料」の誘い文句にはのらない！
- ②リフォーム工事などは、複数業者から見積もりを取りましょう。
- ③ひとりりで決めずに、周りの人に相談しましょう。
- ④お年寄りの家でリフォーム工事をしている、商品が山積みになっているなど、生活に変化が見られたら、声かけをしてみましょう。
- ⑤訪問販売の再勧誘は禁止されています。「いいません」「お帰りください」などと、きっぱり断りましょう。

●「SF 商法(催眠商法)」にご注意！

「健康にいい話があります」「調味料や卵が格安！」「新商品の紹介」などといって会場に人を集め、日用品などをタダで配り、気分を高揚させて、最後に高額な治療器具や布団類、健康食品などを契約させる商法です。特に、高齢者が狙われています。

アドバイス

- ①「タダ」や「無料」の誘い文句にはのらない！
- ②「今日だけ」「あなただけ」「特別に」などといった誘いには要注意！
- ③契約は、その場で決めずに、必ず相談してから決めましょう。

●「送り付け商法」にご注意！

「皇室の写真集」や、「冷凍のカニ」など、注文してもいない商品を突然送り付けてきて、代金を請求する商法です。「ネガティブ・オプション」とも言われます。

消費者が、「注文していた」と勘違いしたり、「受け取ってしまったから」とあきらめて代金を支払うのを狙っている、悪質なものです。

アドバイス

- ①このように一方的に送り付けられた商品は、
・「送られてきた日から14日間」
または
・「販売業者に引き取り請求した日から7日間」
が経過すれば、自由に処分できます。
- ②身に覚えのない商品が届いたら、すぐに代金を支払わずに、商品を保管した上で、消費生活センターに相談しましょう。

消費者トラブル110番「消費者ホットライン」がスタート！

まもろうよ、みんなを！

0570-064-370

※平成22年1月12日より実施予定。お近くの消費生活相談窓口につながります。

改正特定商取引法および改正割賦販売法の概要

点検商法、SF（催眠）商法、デート商法など、悪質商法にはさまざまな手口があります。これら悪質商法の被害を減らすことなどを目的に、「特定商取引法」と「割賦販売法」が改正され、本年12月1日から本格施行されました。悪質商法による消費者トラブルをなくすためには、消費者みずからが一定の知識を備え、かしこい消費者になることが大切です。

1. 「特定商取引法」とは・・・

「特定商取引法」とは、訪問販売や電話勧誘販売など、消費者トラブルが発生しやすい特定の商取引を対象に、事業者の勧誘行為などの規制や、クーリング・オフなどのトラブル防止ルールを定めている法律です。規制の「抜け穴」の解消が課題となっていました。

「特定商取引法」改正のポイント

- ①指定商品・指定役務制の廃止
これまでは、政令で指定された商品・サービス・権利のみがクーリング・オフなどの対象でしたが、原則としてすべての商品およびサービスが規制の対象となりました。（権利については指定制のままです。）
- ②訪問販売での再勧誘の禁止
勧誘を断った消費者に対して再度勧誘することは禁止されました。
- ③訪問販売での過量販売に対する契約解除権
通常必要な分量を著しく超えた契約は、1年以内であれば契約解除ができるようになりました。（効果はクーリング・オフと同じです。）

2. 「割賦販売法」とは・・・

「割賦販売法」とは、商品購入の分割払いについての取引ルールなどを定めている法律です。悪質商法を助長する個別クレジットの過剰な与信などの防止が課題となっていました。

「割賦販売法」改正のポイント

- ①個別クレジット業者の登録制の導入
不適正な与信を行う事業者を排除するための行政による監督が強化されました。
- ②個別クレジット契約へのクーリング・オフ制度の導入
特定商取引法に規定される訪問販売などでの契約にかかるクレジット契約について、クーリング・オフが可能となりました。この場合、原則として自動的に商品などの購入契約もクーリング・オフとなります。
- ③既払い金の返還ルールの創設
特定商取引法に規制される訪問販売などで虚偽説明により契約をさせられた場合や、訪問販売で過量な販売契約をさせられた場合は、クレジット契約を解除することが可能となり、支払い済みのクレジット代金の返還請求ができるようになりました。